

令和7年4月

お客様各位

保原液化ガス株式会社
伊達市保原町烏内76-1
TEL：575-2134

液化石油ガス法の改正に係る、 ガス料金3部料金制への移行について（お知らせ）

日頃は、保原液化ガスをご利用いただき、ありがとうございます。
標記の件、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液石法）の改正を受けて、お客様宅の貸付設備に対し新たに設備利用料金として計上することとなりました。

当社では、お客様宅への貸付設備はありませんので、

設備利用料金 0円又は該当なし と表示いたします。

記

- 1 改正時期 令和7年4月検針分より
- 2 3部料金制の導入について

従来表示
(2部料金制)

基本料金
従量料金



法改正後表示
(3部料金制)

基本料金
従量料金
設備利用料金
(0円又は該当なし)

※当社では、お客様にご負担いただく貸付設備はありません。
よって、設備利用料金は 0円 又は該当なし となります。

これらの導入による、お客様の料金の変動はありません。